

定価(消費税込)一箇年 一七、六〇〇円(郵送料を含む。)

# 山梨県公報

号外第八号

令和四年

三月三日

木曜日

目次

監査委員

○監査の結果に関する報告の公表……………一

## 監査委員

### 山梨県監査委員告示第一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十九条の規定に基づき執行した監査の結果に関する報告について、同条第九項の規定により、次のとおり公表する。

令和四年三月三日

山梨県監査委員

中澤 和樹

同

小泉 久司

同

土橋 亨

同

水岸 富美男

## 令和3年度 定例監査実施結果

### 第1 令和3年度定例監査実施結果（下期分）

#### 1 監査実施機関数

監査区分	本庁	かい	その他の機関	計
知事直轄組織				0
知事政策局		2		2
スポーツ振興局				0
県民生活部		6		6
リニア未来創造局		1		1
総務部		2		2
防災局		1		1
福祉保健部		11		11
子育て支援局		6		6
林政部		1		1
環境・エネルギー部		1		1
産業労働部		6		6
観光文化部		5	1	6
農政部		9		9
県土整備部		5		5
出納局				0
企業局				0
教育委員会		47		47
議会事務局				0
行政委員会				0
警察本部		12		12
合計	0	115	1	116

#### 2 監査対象期間

前回は監査対象期間の翌月から今回監査実施日前3か月までの間

#### 3 監査の実施期間

令和3年9月15日～令和4年2月17日

#### 4 監査の方法

定例監査は、監査対象期間における財務に関する事務及び工事の執行状況について、抽出の方法により、諸帳簿、証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。

定例監査を効果的に実施するため、重点的に監査を行う事項（以下「重点事項」という。）を定め、監査を実施しており、今年度は「時間外勤務手当に係る事務処理は、適切に行われているか。」を重点事項とし、行政監査と併せて実施した。

#### 5 監査結果処理区分

定例監査結果は、次のとおり区分した。

区分	摘	要
指摘事項	法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの	
指導事項	指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの	
注意事項	不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの	

#### 6 処理方法

指摘事項及び指導事項については、関係機関に対し監査結果を報告し、かつ、これを公表する。また、監査対象機関等に対しては、文書で通知のうえ処理状況の回答を求め、その回答内容についても公表する。  
注意事項については、監査対象機関等に文書で通知する。

#### 7 監査の結果

財務に関する事務及び工事の執行全般について、概ね適正に処理されていたが、一部において改善を要する事項が認められた。  
監査の結果、指摘事項、指導事項、注意事項とした区分の集計は、下表のとおりである。

令和3年度下期 A										
区分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項 その他	合計
指摘事項		2		1		1	1			5
指導事項		24	5	21	2	7	12			96
注意事項		1	7	4	1	1	17			31
合計	0	27	12	26	3	9	30	0	25	132

令和2年度下期 B										
区分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項 その他	合計
指摘事項										2
指導事項		15	2	21	7	6	2	1	10	64
注意事項		3	3	3	5		7		3	21
合計	0	18	2	24	12	6	9	1	13	87

令和3年度下期と令和2年度下期との対比(A-B)										
区分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項 その他	合計
指摘事項		2		1		1	1			3
指導事項		9	3	3	▲5	1	10	▲1	15	32
注意事項		▲2	7	1	▲4	1	10		▲3	10
合計	0	9	10	2	▲9	3	21	▲1	12	45

機関ごとの監査結果は、次のとおりである。

監査対象機関	知事政策局 東京事務所
監査対象期間	令和2年9月～令和3年8月
監査実施日	令和3年11月10日、令和4年1月26日
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	監査の結果

監査対象機関	知事政策局 大阪事務所
監査対象期間	令和2年9月～令和3年8月
監査実施日	令和3年11月10日、令和4年1月26日
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	監査の結果

監査対象機関	県民生活部 中北地域県民センター
監査対象期間	令和2年7月～令和3年6月
監査実施日	令和3年9月29日、10月27日
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	監査の結果

監査対象機関	県民生活部 峡東地域県民センター
監査対象期間	令和2年7月～令和3年6月
監査実施日	令和3年9月16日、10月26日
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	監査の結果

監査対象機関	県民生活部 峡南地域県民センター
監査対象期間	令和2年7月～令和3年6月
監査実施日	令和3年9月15日、10月19日
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	監査の結果

監査対象機関	県民生活部 峡南地域県民センター
監査対象期間	令和2年7月～令和3年6月
監査実施日	令和3年9月15日、10月19日
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	監査の結果

監査の結果

(指摘事項) なし (指導事項) 2件 (重点事項2)	1) 週休日と振替休日とならない休日とが重なる日において、週休日の振替をしていないことから、勤務時間が割り振られていないにもかかわらず、代休日の指定が行われたため、該当日に勤務した時間に係る手当を支給すべきところ、支給されていないかった。 2) 週休日と振替休日とならない休日とが重なる日において、週休日の振替はなされた一方で、休日の代休日の指定がなされずに勤務が命ぜられた際、休日勤務手当の支給がなされていた。 (注意事項) なし
--------------------------------	--

監査対象機関	県民生活部 富士・東部地域県民センター
監査対象期間	令和2年9月～令和3年8月
監査実施日	令和3年11月25日、令和4年1月20日
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	監査の結果

(指摘事項) なし (指導事項) 3件 (収入1、給与1、重点事項1)	1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 富士・東部林務環境事務所非常勤嘱託職員報酬に係る返納金 過年度分 先数 1件 142,446円 2) 扶養手当について、届出が月の初日である事実発生日から15日を経過しているため、翌月から支給開始と認定されたところ、当月から支給開始と誤って認定したことにより、過大に支給されているものがあった。 3) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあった。また、振替を行い勤務日となった日に係る時間外勤務手当の支給区分を誤り、過大に支給されているものがあった。 (注意事項) なし
--	---

監査対象機関	県民生活部 県民生活センター
監査対象期間	令和2年10月～令和3年8月
監査実施日	令和3年11月24日、12月21日
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	監査の結果

(指摘事項) なし (指導事項) なし (注意事項) 3件 (給与1、契約2)	1) 通勤方法の変更に伴い、通勤手当の払い入が発生していたが、予備監査日現在において、払い入の処理がされていなかった。 2) 週休日と振替休日とならない休日とが重なる日において、週休日の振替はなされた一方で、休日の代休日の指定がなされずに勤務が命ぜられた際、休日勤務手当の支給がなされていた。 (注意事項) なし
---	--

監査対象機関	県民生活部 総合理工学研究機構
監査対象期間	令和2年8月～令和3年9月
監査実施日	令和3年12月8日
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	監査の結果

監査対象機関	リニア未来創造局 リニア用地事務所
監査対象期間	令和2年8月～令和3年7月
監査実施日	令和3年10月1日、11月18日
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	監査の結果

	監査の結果
(指摘事項) なし (指導事項) なし (注意事項) 1件 (契約1)	

監査対象機関	総務部 職員研修所
監査対象期間	令和2年10月～令和3年8月
監査実施日	令和3年11月12日、令和4年2月3日
	監査の結果

(指摘事項) なし (指導事項) 1件 (財産1)	
1) 借受財産について、公有財産事務取扱規則第54条第2項に規定する移動報告が行われていなかった。 (注意事項) 1件 (契約1)	

監査対象機関	総務部 総合県税事務所
監査対象期間	令和2年9月～令和3年8月
監査実施日	令和3年11月4日、令和4年1月27日
	監査の結果

(指摘事項) なし  
(指導事項) 2件 (収入1、給与1)  
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 単位：円

科目	令和2年度決算時	令和3年10月末現在
個人県民税	674,226,387	600,682,285
法人県民税	101,061,616	21,448,737
直 接 個人事業税	35,008,548	26,354,039
接 税 法人事業税	549,200,730	60,734,461
不動産取得税	98,692,688	63,255,259
自動車税種別割	30,847,238	15,370,349
自動車税(旧法による)	36,483,342	24,325,990
自動車税 証紙 (県税証紙特別会中歳入金)	9,703,000	0
加算金	19,499,933	16,372,308
合計	1,554,723,482	828,543,428

2) 児童手当の支給事由が消滅したものと確認し、職権に基づき手当の支給を終了しているが、児童手当事務取扱要領第10条に定める支給事由消滅通知書の作成及び受給者への交付が行われていなかった。  
(注意事項) なし

監査対象機関	防災局 消防学校
監査対象期間	令和2年10月～令和3年8月
監査実施日	令和3年11月26日、令和4年1月21日
	監査の結果
指導事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	福祉保健部 中北保健福祉事務所
監査対象期間	令和2年8月～令和3年8月

監査実施日	令和3年11月30日、令和4年1月14日
	監査の結果

(指摘事項) なし  
(指導事項) 1件 (収入1)  
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

【一般会計】		
①父子福祉資金貸付金償還金(元金)	過年度分 先数 3件 5,109,000円	
【特別会計】		
①母子福祉資金貸付金償還金(元金)	令和3年度分	46,733円
過年度分	28,822,430円	
合計 先数 50件	28,869,163円	
②母子福祉資金貸付金償還金(利子)	過年度分 先数 6件 268,505円	
③寡婦福祉資金貸付金償還金(元金)	過年度分 先数 8件 2,603,008円	
④寡婦福祉資金貸付金償還金(利子)	過年度分 先数 2件 83,292円	
(注意事項) なし		

監査対象機関	福祉保健部 峡東保健福祉事務所
監査対象期間	令和2年9月～令和3年8月
監査実施日	令和3年11月19日、12月22日
	監査の結果

(指摘事項) なし  
(指導事項) 3件 (収入2、支出1)  
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

【特別会計】	
①母子福祉資金貸付金償還金(元金)	過年度分 先数 5件 3,168,917円
②母子福祉資金貸付金償還金(利子)	過年度分 先数 1件 98,321円

2) 調理師免許手数料の収入証紙消印について、収入証紙消印実績調書への入力が行っていないものがあつた。  
3) 外部講師に支払った講師謝金について、所得税の源泉徴収額に誤りがあるものがあつた。  
(注意事項) なし

監査対象機関	福祉保健部 峡南保健福祉事務所
監査対象期間	令和2年9月～令和3年8月
監査実施日	令和3年11月30日、令和4年2月17日
	監査の結果

<b>(指摘事項)</b> なし	
<b>(指導事項)</b> 1件 (収入1)	
1) 歳入について、次のおり収入未済があった。	
【一般会計】	
①生活保護費返還金	
過年度分	先数 56件 21,139,628円
【特別会計】	
①母子福祉資金貸付金償還金 (元金)	
過年度分	3,821,842円 令和3年度分 196,208円
合計	先数 11件 4,018,050円
②母子福祉資金貸付金償還金 (利子)	
過年度分	先数 1件 15,128円
<b>(注意事項)</b> 1件 (契約1)	

<b>(指摘事項)</b> なし	
<b>(指導事項)</b> 2件 (収入1、重点事項1)	
1) 歳入について、次のおり収入未済があった。	
【一般会計】	
①生活保護費返還金	
過年度分	28,231,852円 令和3年度分 142,608円
合計	先数 28件 28,374,460円
②雑入 (感染症法第37条及び第42条に基づく医療費公費負担の自己負担額)	
令和3年度分	先数 1件 7,741円
【特別会計】	
①母子福祉資金貸付金償還金 (元金)	
過年度分	16,573,041円 令和3年度分 813,613円
合計	先数 31件 17,386,654円
②母子福祉資金貸付金償還金 (利子)	
過年度分	先数 4件 149,095円
③父子福祉資金貸付金償還金 (元金)	
過年度分	62,496円 令和3年度分 68,068円
合計	先数 2件 130,564円
④寡婦福祉資金貸付金償還金 (元金)	
過年度分	950,048円 令和3年度分 73,930円
合計	先数 4件 1,023,978円
⑤寡婦福祉資金貸付金償還金 (利子)	
過年度分	先数 1件 38,625円
2) 週休日と振替休日とならない休日とが重なる日において、週休日の振替がなされた一方で、休日の代休日の指定がなされずに勤務が命ぜられた際、休日勤務手当の支給がなされていなかった。	
<b>(注意事項)</b> なし	

監査対象機関	福祉保健部 障害者相談所
監査対象期間	令和2年9月～令和3年8月

監査実施日	令和3年11月16日、令和4年1月12日
監査の結果	
<b>(指摘事項)</b> なし	
<b>(指導事項)</b> 1件 (重点事項1)	
1) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/1000の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていなかった。	
<b>(注意事項)</b> 1件 (契約1)	

監査対象機関	福祉保健部 あけぼの医療福祉センター
監査対象期間	令和2年9月～令和3年8月
監査実施日	令和3年11月25日、12月23日
監査の結果	

<b>(指摘事項)</b> なし	
<b>(指導事項)</b> 1件 (収入1)	
1) 歳入について、次のおり収入未済があった。	
①児童福祉施設設備負担金	
過年度分	1,287,932円 令和3年度分 35,200円
合計	先数 4件 1,323,132円
②あけぼの医療福祉センター使用料	
過年度分	先数 6件 2,312,654円
<b>(注意事項)</b> 1件 (契約1)	

監査対象機関	福祉保健部 富士ふれあいセンター
監査対象期間	令和2年8月～令和3年9月
監査実施日	令和3年12月8日
監査の結果	

<b>(指摘事項)</b> なし	
<b>(指導事項)</b> なし	
<b>(注意事項)</b> 1件 (給与1)	

監査対象機関	福祉保健部 衛生環境研究所
監査対象期間	令和2年9月～令和3年8月
監査実施日	令和3年11月17日、令和4年1月26日
監査の結果	

<b>(指摘事項)</b> なし	
<b>(指導事項)</b> 1件 (重点事項1)	
1) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/1000の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあつた。	
<b>(注意事項)</b> なし	

監査対象機関	福祉保健部 食内衛生検査所
監査対象期間	令和2年8月～令和3年9月
監査実施日	令和3年12月17日

	監査の結果
<b>(指摘事項)</b> なし	
<b>(指導事項)</b> 1件 (財産1)	
1) 行政財産の使用許可において、許可期間が1年を超える場合は、許可指令書に使用料改定の規定を付け加えることとされているが、規定されていないかった。	
<b>(注意事項)</b> なし	

監査対象機関	福祉保健部 動物愛護指導センター
監査対象期間	令和2年10月～令和3年7月
監査実施日	令和3年10月15日、11月15日
	監査の結果
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	福祉保健部 精神保健福祉センター
監査対象期間	令和2年10月～令和3年9月
監査実施日	令和3年12月8日
	監査の結果
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	子育て支援局 女性相談所
監査対象期間	令和2年10月～令和3年8月
監査実施日	令和3年11月12日、令和4年1月12日
	監査の結果
<b>(指摘事項)</b> なし	
<b>(指導事項)</b> なし	
<b>(注意事項)</b> 1件 (契約1)	

監査対象機関	子育て支援局 中央児童相談所
監査対象期間	令和2年8月～令和3年7月
監査実施日	令和3年10月11日、11月11日
	監査の結果
<b>(指摘事項)</b> なし	
<b>(指導事項)</b> 3件 (収入1、支出1、給与1)	
1) 令和2年度の行政財産使用料について、調定が遅延しているものがあつた。	
2) 令和3年2月分電気料の支払が遅延し、延滞利息が発生していた。	
3) 特殊勤務手当(防炎等作業手当)について、支給対象ではない作業に対して、支給されているものがあつた。	
<b>(注意事項)</b> 1件 (契約1)	

監査対象機関	子育て支援局 都留児童相談所
監査対象期間	令和2年9月～令和3年8月
監査実施日	令和3年11月26日、令和4年1月12日
	監査の結果

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象機関	子育て支援局 甲陽学園
監査対象期間	令和2年9月～令和3年8月
監査実施日	令和3年11月16日、令和4年1月25日
	監査の結果

<b>(指摘事項)</b> なし	
<b>(指導事項)</b> 2件 (収入1、重点事項1)	
1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。	
児童福祉施設費負担金	
過年度分	224,836円 令和3年度分 136,667円
合計	361,503円
2) 週休日と振替休日とならない休日とが重なる日において、4時間の勤務時間の割振変更はなされた一方で、当該4時間に対する休日勤務手当の支給がなされていないかった。また、振替を行ない勤務日となった日に係る時間外勤務手当が、週休日における支給区分のまま過大に支給されていた。	
<b>(注意事項)</b> なし	

監査対象機関	子育て支援局 こころの発達総合支援センター
監査対象期間	令和2年8月～令和3年9月
監査実施日	令和3年12月8日
	監査の結果

<b>(指摘事項)</b> なし	
<b>(指導事項)</b> 1件 (収入1)	
1) 直接収納した診療費について、財務規則第45条に定める払込期限を遅延して払い込まれているものがあつた。	
<b>(注意事項)</b> なし	

監査対象機関	子育て支援局 子ども心理治療センターうぐいすの杜
監査対象期間	令和2年9月～令和3年8月
監査実施日	令和3年11月11日、令和4年1月13日
	監査の結果

<b>(指摘事項)</b> なし	
<b>(指導事項)</b> 1件 (収入1)	
1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。	
児童福祉施設費負担金	
過年度分	23,320円 令和3年度分 8,800円
合計	先数1件 32,120円
<b>(注意事項)</b> なし	

監査対象機関	林政部 森林総合研究所
監査対象期間	令和2年8月～令和3年7月
監査実施日	令和3年10月22日、11月18日
	監査の結果
<b>(指摘事項)</b> なし	
<b>(指導事項)</b> 4件 (支出1、物品1、財産1、重点事項1)	

1) 学会の大会参加費について、資金前渡を行っているが、財務規則第72条に定める期日まで精算されていないかった。また、参加費の振込みに係る手数料を公費で支出すべきところ、私費で支出していた。

2) 備品原簿に登載されている主要備品と現物が一致しないものがあった。

3) 行政財産の使用許可において、許可期間が1年を超える場合は、許可指命書に使用料改定の規定を付け加えることとされているが、規定されていないものがあった。

4) 週休日と振替休日とならない休日とが重なる日において、週休日の振替はなされた一方、休日の代休日の指定がなされずに勤務が命ぜられた際、休日勤務手当の支給がなされていた。

**(注意事項)** 2件 (物品1、契約1)

監査対象機関	環境・エネルギー部 富士山科学研究所 (防災局と共管)
監査対象期間	令和2年7月～令和3年6月
監査実施日	令和3年9月30日、10月29日
監査の結果	

**(指摘事項)** なし

**(指導事項)** 4件 (支出1、契約1、重点事項2)

1) 前金私を行っている共同研究に係る業務委託契約において、実績報告書は作成されているものの、財務規則第122条に定める検査調査等が作成されていないかった。

2) ネットワークシステム機器等賃貸借契約書の個人情報取扱特記事項に、受託業者は再委託するときは、再委託契約の締結後直ちに、再委託先事業者をして、書面によりセキュリティ責任者を発注者に届け出させなければならないと定められているが、履行されていないかった。

3) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間を38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/1000の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていた一方、休日の代休日の指定がなされずに勤務が命ぜられた際、休日勤務手当の支給がなされていた。

**(注意事項)** 2件 (支出1、契約1)

監査対象機関	産業労働部 計量検定所
監査対象期間	令和2年10月～令和3年9月
監査実施日	令和3年12月8日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	産業労働部 宝石美術専門学校
監査対象期間	令和2年9月～令和3年9月
監査実施日	令和3年12月8日
監査の結果	
<b>(指摘事項)</b> なし	
<b>(指導事項)</b> 1件 (重点事項1)	
1) 週休日の振替において、割り振られた1週間の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた場合、割振り変更前の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して勤務1時間につき給与額の25/1000の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給することとなっているが、支給されていないかった。	

**(注意事項)** なし

監査対象機関	産業労働部 産業技術センター
監査対象期間	令和2年8月～令和3年7月
監査実施日	令和3年10月15日、11月11日
監査の結果	

**(指摘事項)** なし

**(指導事項)** 2件 (収入1、重点事項1)

1) 直接収納した機械設備使用料について、財務規則第45条に定める払込期限を遅延して払い込まれているものがあった。

2) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/1000の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあった。

**(注意事項)** 1件 (契約1)

監査対象機関	産業労働部 産業技術短期大学校
監査対象期間	令和2年8月～令和3年7月
監査実施日	令和3年10月21日、11月19日
監査の結果	

**(指摘事項)** なし

**(指導事項)** 1件 (収入1)

1) 職人について、次のとおり収入未済があった。

①授業料  
 過年度分 735,000円 令和3年度分 195,000円  
 合計 先数 2件 930,000円

②行政財産使用に伴う電気料  
 令和3年度分 先数 1件 2,575円

**(注意事項)** なし

監査対象機関	産業労働部 岐阜高等技術専門学校
監査対象期間	令和2年9月～令和3年9月
監査実施日	令和3年12月14日
監査の結果	

<b>(指摘事項)</b> なし	
<b>(指導事項)</b> 1件 (契約1)	
1) 単価契約である定期健康診断委託契約書において、契約解除に関する違約金条項が、単価契約のものとなっていないかった。	
<b>(注意事項)</b> なし	
監査対象機関	産業労働部 就業支援センター
監査対象期間	令和2年10月～令和3年7月
監査実施日	令和3年10月20日、11月24日
監査の結果	
<b>(指摘事項)</b> なし	
<b>(指導事項)</b> 1件 (収入1)	



1) 電柱設置を目的とした行政財産使用料について、調定が遅延していた。  
**(注意事項)** なし

監査対象機関	観光文化部 富士山世界遺産センター
監査対象期間	令和2年7月～令和3年6月
監査実施日	令和3年9月28日、10月29日
	監査の結果

**(指摘事項)** なし  
**(指導事項)** 2件 (給与1、重点事項1)  
 1) 現金支給に係る職員の寒冷地手当の追給分が給与資金前渡職員口座に滞留し、支給が遅延していた。  
 2) 週休日と振替休日とならない休日とが重なる日において、週休日の振替はなされた一方で、休日の代休日の指定がなされずに勤務が命ぜられた際、休日勤務手当の支給がなされていた。  
**(注意事項)** 1件 (給与1)

監査対象機関	観光文化部 美術館
監査対象期間	令和2年9月～令和3年8月
監査実施日	令和3年11月18日、令和4年1月19日
	監査の結果

**(指摘事項)** なし  
**(指導事項)** 2件 (重点事項2)  
 1) 週休日の振替において、割り振られた1週間の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた場合、割振り変更前の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して勤務1時間につき給与額の25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給することとなっているが、支給されていなかった。  
 2) 週休日と振替休日とならない休日とが重なる日において、週休日の振替はなされた一方で、休日の代休日の指定がなされずに勤務が命ぜられた際、休日勤務手当の支給がなされていた。  
**(注意事項)** なし

監査対象機関	観光文化部 博物館
監査対象期間	令和2年8月～令和3年7月
監査実施日	令和3年10月14日、11月17日
	監査の結果
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	観光文化部 考古博物館 (理蔵文化財センター)
監査対象期間	令和2年9月～令和3年8月
監査実施日	令和3年11月24日、令和4年1月25日
	監査の結果
<b>(指摘事項)</b> なし	
<b>(指導事項)</b> 1件 (収入1)	
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 所蔵資料の所有権取得に係る損害賠償金 過年度分 先数 1件 657,580円	

**(注意事項)** なし

監査対象機関	観光文化部 文学館
監査対象期間	令和2年9月～令和3年8月
監査実施日	令和3年11月18日、令和4年1月19日
	監査の結果

**(指摘事項)** なし  
**(指導事項)** 1件 (重点事項1)  
 1) 週休日の振替において、割り振られた1週間の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた場合、割振り変更前の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して勤務1時間につき給与額の25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給することとなっているが、支給されていなかった。  
**(注意事項)** なし

監査対象機関	農政部 総合農業技術センター
監査対象期間	令和2年8月～令和3年7月
監査実施日	令和3年10月13日、11月12日
	監査の結果

**(指摘事項)** なし  
**(指導事項)** 1件 (給与1)  
 1) 再任用短時間勤務職員が正規の勤務時間を割り振られた日に時間外勤務を行った場合に、正規の勤務時間と時間外勤務の合計が7時間45分に達するまでの間、時間外勤務手当の割合は100/100とすべきところ、過大に支給されているものがあった。  
**(注意事項)** なし

監査対象機関	農政部 果樹試験場
監査対象期間	令和2年7月～令和3年6月
監査実施日	令和3年9月28日、10月26日
	監査の結果

**(指摘事項)** なし  
**(指導事項)** 1件 (給与1)  
 1) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていなかった。  
**(注意事項)** なし

監査対象機関	農政部 専門学校農業大学校
監査対象期間	令和2年8月～令和3年7月
監査実施日	令和3年10月5日、11月10日
	監査の結果
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	農政部 東部家畜保健衛生所
監査対象期間	令和2年7月～令和3年9月
監査実施日	令和3年12月14日